

Weekly Report

第 4 1 9 号
平成 29 年 7 月 31 日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

来月から変わる社会保障関連制度

8月から以下のような見直しが実施されます。

◎高額医療費の上限額変更（70歳以上）……

1ヶ月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合に払い戻す制度について、70歳以上の方の限度額（月ごと）が次のように変わります。

* 現役並み所得者の外来（個人ごと）の上限額を5万7600円（現行4万4400円）に上げます。

* 一般所得者の外来（個人ごと）の限度額を1万4千円（現行1万2千円）に上げます。ただし、年間14万4千円の上限が設けられます。また、世帯ごと（外来+入院）の限度額を5万7600円（現行4万4400円）に上げます。

◎高額介護サービス費の上限額変更……1ヶ月に支払った介護サービスの利用者負担が一定の限度額を超えた場合に払い戻す制度について、「世帯内のどなたかが住民税を課税されている方」の上限額（月額）を4万4400円（現行

3万7200円）に上げます。ただし、1割負担の方のみの世帯には、年間44万6400円の上限をもうけます（時限措置）。

◎年金受給資格期間の短縮……老齢年金の受給資格きかん（保険料の納付期間や免除期間などの合計）は、これまで原則25年以上必要でしたが、「原則10年（120月）以上」となります。

◎介護保険料の算定に「総報酬割」を導入……40～64歳が負担する介護保険料の算定方法について、各医療保険者（健保組合や協会けんぽなど）の加入数に応じて決める加入者割から、加入者の報酬額に比例する総報酬割へ段階的に移行します。（32年度に全面導入）。報酬水準が高い保険組合の被保険者は負担増となり、協会けんぽでは負担減となります。

最低賃金の引上げ目安は全国平均25円に

毎年10月頃に改定される地域別最低賃金は、大幅な引上げが続いていますが、中央最低賃金審議会が答申した29年度の引上げ額の目安は、全国加重平均で25円となり、全都道府県で20円を超える目安額が示されました。

各都道府県の引上げ額の目安は4ランクに分かれており、Aランク(26円)は6都府県、Bランク(25円)は11府県、Cランク(24円)は14道県、Dランク(22円)は16県となっています。

今後、この目安をもとに各地方最低賃金審議会でも審議を行い、改定額が決まることとなりますが、目安額通りに引上げられた場合は、全国加重平均で時給848円となります。

★★★8月のチェックポイント★★★

※夏季休業を行う企業は、日程を取引先に通知すると同時に取引先の日程も確認して、納品・出荷や支払い・集金などを調整します。

※休業中の防犯対策や、パソコンなどのデータのバックアップを行います。

※夏季休業明けは疲労がたまる時期です。交通事故や労働災害などを防止するため、適度な休憩を設け健康管理と安全対策の徹底をします。